

長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、県職員等による不祥事の発生を未然に防止し、公益を保護するため、公益通報を行う制度として長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「県職員等」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 知事の事務部局及び労働委員会事務局に所属する職員
- (2) 企業局、監査委員事務局、教育委員会（教育機関を含む。）及び人事委員会（以下「行政委員会等」という。）に所属する職員
- (3) 県が出資している法人等であらかじめ当該法人等の同意を得て指定するもの（以下「県出資法人等」という。）に所属する役職員

2 この要綱において「公益通報」とは、県職員等がその職務上の行為（職務に密接に関連して行われた行為及びこれらに係る不作為を含む。第3第1項において同じ。）に関し行う通報をいう。

3 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った職員をいう。

（公益通報対象案件等）

第3 第2第1項第1号及び第2号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、公益通報を行うものとする。

- (1) 県職員等の職務上の行為が、法令等に違反している、又は違反しようとしていると思料する場合
- (2) 県職員等の職務上の行為が、人の生命、身体、健康等に対し、重大な危険性を及ぼすおそれがあると思料する場合

2 県出資法人等に所属する役職員は、前項の規定に準じて公益通報を行うことができる。

（公益通報窓口等）

第4 公益通報は、次に掲げる方法により、知事又は副知事（以下「知事等」という。）に対して行うものとする。

- (1) レッドフラッグ専用メール
- (2) 封書

2 前項の規定にかかわらず、第3第1項各号に掲げる行為が次に掲げるものである場合には、公益通報は、長野県職員等公益通報委員に対して行うことができる。

- (1) 組織的に行われている行為
- (2) 知事等によってなされている行為

（知事等による公益通報の調査）

第5 知事等は、公益通報が行われた場合には、公益通報推進幹に調査を行わせるものとする。ただし、公益通報の対象となった行為が、第4第2項各号に掲げるものである場合その他長野県職員等

公益通報委員会が処理することが適当であると認められる場合には、知事等は、当該公益通報を長野県職員等公益通報委員に調査させることができる。

- 2 公益通報推進幹は、前項の指示があった場合には、公益通報調査員に調査を行わせ、又は必要に応じ自ら調査を行うものとする。
- 3 公益通報推進幹及び公益通報調査員は、公益通報の対象となった職員（以下「対象職員」という。）、その所属する機関等に対し調査を行い、その結果を知事等に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の調査結果に基づき、必要に応じ、対象職員に対し懲戒処分その他の処分を行う。
- 5 知事は、対象職員が行政委員会等又は県出資法人等の職員である場合には、当該行政委員会等又は県出資法人等に対し、調査結果を報告するとともに、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 6 第3項の調査結果、第4項の処分内容及び前項の要請の内容は、公表するものとする。

（長野県職員等公益通報委員による公益通報の処理）

- 第6 長野県職員等公益通報委員は、第4第2項各号に該当する公益通報が行われた場合には、調査の方針に関する意見を付して知事に処理するよう指示する。なお、長野県職員等公益通報委員で調査することが適当と判断される場合は、自ら対象職員、その所属する機関等に対し調査を行うことができる。
- 2 長野県職員等公益通報委員は、自ら前項の調査を行った場合及び第5第1項ただし書の調査を行った場合には、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた際の知事の対応については、第5第4項から第6項までの規定を準用する。

（公益通報者に対する処分）

- 第7 知事は、公益通報者が行った公益通報に関し当該公益通報者自身も不正行為を行っていた場合で、当該公益通報者に対して処分を行う場合には、当該公益通報者の反省の程度、公益通報を行った事実、公益通報に至るまでの情状その他の事情を考慮することができる。ただし、公益通報者がこれらの事情を考慮することを望まない場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事は、前項本文に該当する公益通報者が行政委員会等又は県出資法人等の職員である場合には、同項本文の取扱いを行うよう行政委員会等又は県出資法人等に要請するものとする。ただし、公益通報者が所属する行政委員会等又は県出資法人等に要請することを望まない場合にあっては、この限りでない。

（公益通報者の保護のための措置）

- 第8 知事は、公益通報者を保護するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 公益通報として行われた電子メール及び手紙は、知事等及び知事等の指示により公益通報の処理に当たる公益通報推進幹を除き、閲覧させないこと。
 - (2) 公益通報推進幹に対し、公益通報調査員に調査の指示を行う際には、公益通報調査員が公益通報者を知り得ないよう通報内容の書き換えを行うなどの配慮をさせること。
 - (3) 公益通報調査員に対し、知事等又は公益通報推進幹以外の者に公益通報に係る調査内容を明らかにしないようにさせること。

(公益通報者が不利益を受けた場合の措置)

第9 公益通報者は、公益通報を行ったことによって何らかの不利益を受けた場合には、長野県職員等公益通報委員に対し、救済の申出を行うことができる。

2 長野県職員等公益通報委員は、前項の申出を受けた場合には、必要に応じ、知事等、行政委員会等又は県出資法人等に対し、当該不利益を改善する措置を講ずるよう勧告することができる。

(公益通報者の責務)

第10 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力をしなければならない。

2 公益通報者は、公益通報の内容及び当該公益通報に関する調査の状況等を漏えいしてはならない。

(調査対象機関の責務)

第11 公益通報に関して調査の対象となった機関及び当該機関に所属する職員は、当該調査に対し協力するとともに、当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(県職員等の責務)

第12 県職員等は、故意に事実と反する通報を行ってはならない。

(事務処理体制等)

第13 公益通報に関する事務を処理するため、総務部に公益通報推進幹を置く。

2 公益通報推進幹は、コンプライアンス・行政経営課の職員のうちから知事が指名するものが当てる。

3 公益通報の内容及び公益通報推進幹に関するものである場合には、知事は、他の職員をもって公益通報に関する事務の処理に当たらせることができる。

第14 公益通報に関する調査を行うため、公益通報調査員を置く。

2 公益通報調査員は、知事の事務部局及び労働委員会事務局にあっては職員相談員の職にある者をもって充て、行政委員会等又は県出資法人等にあっては必要のある都度知事が指定する。

3 公益通報調査員は、公益通報に関する調査を行うにあたり、公益通報推進幹の指揮及び監督を受けるものとする。

4 公益通報の内容及び公益通報調査員に関するものである場合には、公益通報推進幹は、他の職員に調査を行わせることができる。

(長野県職員等公益通報委員)

第15 この要綱によりその職務とされた事項を処理するとともに、知事等の公益通報の調査に関する助言等を行うため、長野県職員等公益通報委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、5人以内とし、公正中立の立場で職務を適切に行うことができ、かつ、行政に関し識見を有する者のうちから知事が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。

第16 委員は、委員としての職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

第 17 知事は、委員が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) この要綱に規定する義務に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為があると認められる場合

(補則)

第 18 この要綱に定めるもののほか、長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 30 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に行われた行為（施行日前から引き続き行われている行為を含む。）に対して適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。